

## 富山県水道ビジョン検討会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 県内の水道における現状と課題を整理するとともに、安心・安全な水道を将来にわたって維持し、持続的な水道水の供給体制を確保するための目指すべき方向性及びその実現方策等について検討を行うことを目的に、富山県水道ビジョン検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 富山県における水道の現状と課題
- (2) 富山県における水道の理想像及びその実現方策
- (3) 富山県水道ビジョン策定後のフォローアップ体制
- (4) その他、富山県水道ビジョン策定の検討に必要なこと

### (検討会の構成)

第3条 検討会は、学識経験者、県内の水道用水供給事業者の代表者、県内の上水道事業者の代表者及び県内の簡易水道事業者の代表者等からなる別表に掲げる委員で構成し、委員は、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は1年以内で知事が定める期間とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を選出することができ、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は検討会の会務を総括し、会議を進行する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (運営)

第5条 検討会は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 検討会の庶務は厚生部生活衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は令和6年9月5日から施行する。